

令和5年度工事監査

監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査
監査の対象 工事件名：せせらぎ遊歩道公園法面对策工事
所管部課：企画財政部公共施設マネジメント課（工事施工課）
総務部契約管財課（契約担当課）
監査の期間 令和5年6月15日から令和6年1月31日まで
監査委員 平田 敬太郎 ・ 清水 義朋

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 工事監理について</p> <p>関係者間の打ち合わせ及びその記録が不十分と思われる。今回工事は現段階で順調に施工され、大きな問題は発生していない。しかしながら、法面工事ではどのような事態が発生しないとも限らない。その意味で、発注者と施工者間の協議・打合せは十分に行われるべきである。できれば対面による意思疎通が望まれる。併せて、両者確認の記録は残されるべきものとする。</p> <p>順調な時は問題とならないが、問題が発生した時を考慮して、会議記録、打合せ記録は文書で残されるよう要望する。</p>	<p>従前より週に1～2回行っていた監督員による現場確認時の施工者との打合せを週1回以上と定め、打合せの度に施工者が議事録を作成のうえ提出することとし、発注者と施工者が現場における打合せ内容について相互に確認することができる体制へと改善した。</p> <p>また、議事録は総括監督員までの決裁を受け、課内において共有することとした。</p>